

議員の皆様におかれましては、本日、新型コロナウイルス感染症の急拡大により、3度目となる緊急事態宣言が発出されている下で、緊急対策の早期実施に向けた議案審議のため、4月臨時府議会を招集させていただきましたところ、御多忙の中御参集を賜り、誠にありがとうございます。

4月に入り、全国各地で再び新型コロナウイルスの感染が急速に拡大しており、京都府におきましても、4月12日からは、まん延防止等重点措置を実施してまいりました。この間、府民の皆様、事業者の皆様には、新型コロナウイルスの感染拡大防止に御理解・御協力を賜ってきたところであり、改めて厚く御礼申し上げますとともに、医療従事者の皆様や、福祉などの現場で府民生活を守るために献身的に活動されている皆様に心から感謝を申し上げます。

しかしながら、近隣府県における感染拡大の影響もあり、4月18日以降、連日、新規陽性者が100人を超え、4月24日には過去最多となる174人が確認されたところであります。

このままの感染状況が続けば、いずれ医療提供体制の逼迫を招き、救えるはずの命も救えなくなってしまうという強い危機感を持つとともに、人の移動が増えるゴールデンウィークを迎えるに当たり、より強い措置を短期間に集中して講じることで、感染の連鎖を断ち切る必要があると判断したため、国に対し

て4月21日に緊急事態宣言の発出を要請し、4月25日から緊急事態措置を実施すべき区域として指定されました。これを受け、府内全域において5月11日までの間、不要不急の外出・移動の自粛や、イベント主催者に対する規模・場所を問わない無観客での開催の要請、また、施設の使用制限、事業者に対する休業や営業時間短縮の要請など、人の流れを抑制するため、厳しい措置を講じているところであります。

府民の皆様、事業者の皆様には大変な御負担をおかけしておりますが、可能な限り速やかに感染の波を抑え、一日も早く日常を取り戻せるよう、府議会の皆様、府民の皆様とともに全力を尽くしてまいります。

それでは、今回提案させていただいております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第1号議案令和3年度一般会計補正予算につきましては、緊急事態措置の実施に伴い、休業や営業時間短縮の要請に御協力いただいた事業者に対する協力金の支給等に加え、感染防止対策を強化するとともに、食関連産業をはじめとした各種産業に対して、緊急的に必要な施策を講じるため編成したものであります。

まず、休業や営業時間短縮の要請に御協力いただいた事業者への新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給等でございます。これまで実施してまいりました、飲食店等に対する事業規模に応じた協力金の支給に加え、休業要請に応じた大規模施設に対して、1日当たり20万円、入居しているテナント・出

店者に対しても、1日当たり2万円の協力金を支給します。併せて、緊急事態措置の実施期間中に府域の飲食店等に対して行う要請への協力状況等の調査や、路上・公園等における集団での飲酒などに対する見回り、きょうとマナーの啓発活動を実施します。

加えて、厳しい状況にある府内の食関連産業に対する需要喚起の取組みへの支援や、外出自粛等により影響を受ける観光関連産業等の従事者の雇用維持対策、伝統産業の新分野展開のための設備導入等に対する支援を行います。

また、これまでの飲食店等に加え、商店街やショッピングモールの店舗等に対しても、飛沫の飛散防止や換気対策のための機器整備等、感染防止対策の向上に資する取組みへの支援策を講じます。

以上、補正予算案の総額は171億1,000万円であります。

御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。